附則	第三章 地方警務官の階級別定員 (第百六十一条)	一条—第百六十条)	第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (第百五十	第一款 管区警察局 (第百二十四条—第百五十条)	第三節 地方機関	第三款 皇宮警察本部 (第百四条—第百二十三条)	第二款 科学警察研究所 (第八十三条—第百三条)	第一款 警察大学校 (第五十六条—第八十二条)	第二節 附属機関	第七款 警察庁顧問 (第五十五条)	第六款 情報通信局 (第五十一条—第五十四条)	第五款 警備局 (第四十条—第五十条)	第四款 交通局 (第三十五条—第三十九条)	第三款 刑事局 (第二十条—第三十四条)	第二款 生活安全局 (第十五条—第十九条)	第一款 長官官房(第二条—第十四条)	第一節 内部部局	第二章 警察庁の組織	第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓(第一条)	目次	改正案
附則	第三章 地方警務官の階級別定員 (第百六十四条)	四条—第百六十三条)	第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部 (第百五十	第一款 管区警察局 (第百二十七条—第百五十三条)	第三節 地方機関	第三款 皇宮警察本部 (第百七条—第百二十六条)	第二款 科学警察研究所 (第八十六条—第百六条)	第一款 警察大学校 (第五十八条—第八十五条)	第二節 附属機関	第七款 警察庁顧問 (第五十七条)	第六款 情報通信局 (第五十三条—第五十六条)	第五款 警備局 (第四十二条—第五十二条)	第四款 交通局 (第三十七条—第四十一条)	第三款 刑事局 (第二十一条—第三十六条)	第二款 生活安全局 (第十六条—第二十条)	第一款 長官官房(第二条—第十五条)	第一節 内部部局	第二章 警察庁の組織	第一章 国家公安委員会の委員の服務の宣誓(第一条)	目次	現

第二章 第一節 警察庁の組織 内部部局

第一款 長官官房

(削除)

(人事総括企画官)

第七条 (略)

2 (略)

(監察官)

第八条 (略)

2

(略)

第九条 (略)

2 略)

(監査室)

第十条 (略)

 $\frac{2}{4}$

(略)

(会計企画官)

第十条

(略)

2

第十一条 (監査室) (略)

 $\frac{2}{4}$ (略)

第二章 警察庁の組織

第一節 内部部局

第一款 長官官房

(取調べ監督指導室)

2 第七条 長官官房総務課に、取調べ監督指導室を置く。 取調べ監督指導室においては、 令第八条第十五号に掲げる事務をつかさ

どる。

3 取調べ監督指導室に、 室長を置く。

4 室長は、命を受け、 取調べ監督指導室の事務を掌理する。

(人事総括企画官)

2

第八条

(略)

(略)

第九条 (略) (監察官)

2 (略)

(会計企画官)

(略)

二頁

4 3 第十三条 第十二条 長官官房給与厚生課に、厚生管理室を置く。 第十一条 2 \ 4 第十四条 $\frac{2}{4}$ 2 \ 4 (削除) る。 のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさど (装備室) (犯罪抑止対策室) 室長は、 (厚生管理室) (国際協力室) (犯罪被害者支援室) 厚生管理室に、 厚生管理室においては、 第二款 (略) (略) (略) (略) (略) 命を受け、厚生管理室の事務を掌理する。 生活安全局 室長を置く。 令第十一条第三号から第七号までに掲げる事務 第十三条 $\frac{2}{4}$ 第十五条 2 第十四条 長官官房給与厚生課に、 $\frac{2}{4}$ 2 \ 4 第十二条 (新設) る事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。 (装備室) (犯罪抑止対策室) (国際協力室) (給与厚生企画官) (犯罪被害者支援室) 給与厚生企画官は、 (略) (略) 略) (略) (略) 第二款 (略) 生活安全局 命を受け、 給与厚生企画官一人を置く。 令第十一条第一号から第八号までに掲げ

第十五条 $\frac{2}{4}$ (略) (略)

(都市防犯対策官)

2 第十六条 (略) (略)

(少年保護対策室)

 $\frac{2}{4}$ (略) 第十七条

(略)

(児童ポルノ対策官)

2 第十八条 (略) (略)

(情報技術犯罪捜査指導室)

第十九条 2 \ 4 (略) (略)

第三款 刑事局

(刑事指導室)

2 \ \ 4 略) 第二十条 (略)

(検視指導室)

第二十一条 (略) (略)

2 { 4

(略)

第二十条

2 { 4

(略)

第二十一条 (略)

(刑事指導室)

2 \ \ 4 (略)

第二十二条 (検視指導室) (略)

第十六条 (略)

 $\frac{2}{4}$ (略)

(都市防犯対策官)

2 (略) 第十七条

(略)

(少年保護対策室)

第十八条 (略)

2 { 4 (略)

第十九条 (児童ポルノ対策官) (略)

2 (略)

(特殊事件捜査室)

 $\frac{2}{4}$ 略) 第二十二条

(略)

(特殊詐欺対策室)

第二十三条 $\frac{2}{4}$ (略) (略)

(指紋鑑識官)

第二十四条

(略)

2 (略)

(指紋鑑定指導官)

2 略) 第二十五条

(略)

(DNA型鑑識官)

第二十六条 (略)

2 略)

(DNA型鑑定指導官)

第二十七条

2

(略)

第二十八条

(略)

(略)

(資料鑑定指導官)

(特殊事件捜査室)

第二十三条 (略)

2 \ 4 (略)

(特殊詐欺対策室)

第二十四条 (略)

2 { 4 (略)

(指紋鑑識官)

2

第二十五条

(略)

(略)

第二十六条 (指紋鑑定指導官) (略)

2 (略)

(DNA型鑑識官)

第二十七条

(略)

2 (略)

(DNA型鑑定指導官)

2 (略) 第二十八条

(略)

(資料鑑定指導官)

第二十九条 (略)

(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)

第三十三条 (略)

2 (略)

(国際組織犯罪対策官)

2 (略) 第三十四条

(略)

第三十五条 (交通安全企画官) (略)

第四款

交通局

2 略)

(高速道路管理室)

 $\frac{2}{4}$ (略) 第三十六条

(略)

(交通事故事件捜査指導室)

2 \ 4 (略) 第三十七条

(略)

(交通管制技術室)

第三十八条 (略)

 $\frac{2}{4}$

(略)

(外国人運転者対策官)

(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)

第三十五条 (略)

2 (略)

(国際組織犯罪対策官)

第三十六条 (略)

2 (略)

第四款 交通局

(交通安全企画官)

第三十七条

(略)

2 (略)

第三十八条 (略)

(高速道路管理室)

2 \ 4 (略)

(交通事故事件捜査指導室)

第三十九条 (略)

2 \ \ 4 (略)

(交通管制技術室)

 $\frac{2}{4}$ 略)

第四十条

(略)

(外国人運転者対策官)

4 3 第三十九条 2 第四十二条 2 第四十一条 第四十条 2 2 \ 4 (削除) るおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。 に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。 うち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じ (危機管理室) (サイバー攻撃対策官) (画像情報分析室) 室長は、 危機管理室に、 危機管理室においては、令第三十七条第一号及び第三号に掲げる事務の (略) (略) (略) 第五款 (略) 警備局警備企画課に、 命を受け、 (略) (略) 警備局 室長を置く。 危機管理室の事務を掌理する。 危機管理室を置く。 3 4 2 第四十一条 2 第四十四条 警備局公安課に、警備情報対策室を置く。 2 第四十三条 2 { 4 第四十二条 (新設) 外の社会経済情勢の変化に起因する警備事象に関する事務をつかさどる。 (サイバー攻撃対策官) (警備情報対策室) (画像情報分析室) 室長は、命を受け、警備情報対策室の事務を掌理する。 警備情報対策室においては、令第三十八条第一号に掲げる事務のうち内 警備情報対策室に、 (略) (略) (略) 第五款 (略) (略) 警備局 室長を置く。

(災害対策室)

2~4 (略)

第四十三条

(略)

(削除)

(特殊警備対策官)

2 \ 4

(略)

第四十五条

(略)

(災害対策室)

第四十六条 警備局警備課に、

特殊警備対策官一人を置く。

2 関する事務をつかさどる。 四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、 産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。 び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム(国際関係に重大な影響を与 特殊警備対策官は、 国の重大な利益を著しく害し、 命を受け、 令第三十九条第一号、 又は多数の者の生命、 同条第三号及び第 第二号、)に係る事案及 身体若しくは財 第六号及

(警衛室)

第四十七条 (略)

2~4 (略)

(警護室)

第四十八条 (略)

2~4 (略)

(新設)

(特殊警備対策官)

2 \ 4

(略)

第四十五条

(略)

(警護室)

2 { 4

(略)

第四十四条

(略)

(警衛室)

第四十六条 警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム(国際関係に重大な影響を与2 特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及

九頁

え、 関する事務をつかさどる。 四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、 産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。)に係る事案及 国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財 同条第三号及び第

(外事技術調査室)

2 \(\) (略) 第四十七条

略)

(外事特殊事案対策官)

第四十八条 (略)

2

(略)

(不正輸出対策官)

2 第四十九条 略) (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十条 (略)

2

略)

情報通信局

第六款

(通信運用室)

第五十一条 $\frac{2}{4}$ (略)

(外事技術調査室)

第四十九条 2 \ 4 (略)

(略)

第五十条 (外事特殊事案対策官) (略)

2 略)

(不正輸出対策官)

第五十一条 (略)

2 (略)

(国際テロリズム情報官)

第五十二条 (略)

2

(略)

第六款 情報通信局

(通信運用室)

 $\frac{2}{4}$ 第五十三条 (略) (略)

一〇頁

第五十二条 (情報処理センター) (略)

2 \ 4 (略)

(高度情報技術解析センター)

第五十三条 (略)

2 \ 4 (略)

(サイバーテロ対策技術室)

2 \ 4 (略) 第五十四条

(略)

第七款 警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十五条 (略)

2 • 3 (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

(警察大学校長)

(副校長等)

第五十六条 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

(情報処理センター)

第五十四条 (略)

2 \ 4

(略)

(高度情報技術解析センター)

2 \ 4

第五十五条

(略)

(略)

(サイバーテロ対策技術室)

第五十六条 (略)

2 { 4 (略)

第七款

警察庁顧問

(警察庁顧問)

第五十七条 (略)

2 • (略)

第二節 附属機関

第一款 警察大学校

(警察大学校の位置)

第五十八条

(略)

(警察大学校長)

第五十九条

(略)

(副校長等)

第六十条 (略)

一一頁

部)

第五十九条 警察大学校に、次の九部を置く。

教務部

警務教養部

生活安全教養部

刑事教養部

組織犯罪対策教養部

交通教養部

警備教養部

教官教養部

術科教養部

2 • 3

(略)

(教務部の分課)

第六十条

(庶務課)

第六十三条

第六十一条 (略)

(会計課)

第六十二条 (略)

(教務課) (略)

部)

第六十一条 警察大学校に、次の十部を置く。

教務部

警務教養部

生活安全教養部

地域教養部

刑事教養部

組織犯罪対策教養部

交通教養部

警備教養部

教官教養部

術科教養部

2 • (略)

(教務部の分課)

第六十二条 (略)

(庶務課)

第六十三条 (略)

(会計課)

第六十四条 (略)

(教務課)

第六十五条 (略)

一二頁

(警務教養部の所掌事務)

第六十四条 (略)

(生活安全教養部の所掌事務)

第六十五条 関する教育訓練をつかさどる。 民生活の安全と平穏、地域警察その他の警ら、犯罪の予防及び保安警察に 生活安全教養部においては、犯罪、事故その他の事案に係る市

(削除)

(刑事教養部の所掌事務)

第六十六条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第六十七条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第六十八条 (略)

(警備教養部の所掌事務)

第六十九条 (略)

(教官教養部の所掌事務)

第七十条 (略)

(警務教養部の所掌事務)

第六十六条

(略)

(生活安全教養部の所掌事務)

第六十七条 生活安全教養部においては、犯罪、事故その他の事案に係る市 民生活の安全と平穏、犯罪の予防及び保安警察に関する教育訓練をつかさ

どる。

(地域教養部の所掌事務)

第六十八条 地域教養部においては 地域警察その他の警らに関する教育訓

練をつかさどる。

(刑事教養部の所掌事務)

第六十九条 (略)

(組織犯罪対策教養部の所掌事務)

第七十条 (略)

(交通教養部の所掌事務)

第七十一条 (略)

(警備教養部の所掌事務)

第七十二条 (略)

(教官教養部の所掌事務)

第七十三条 (略)

一三頁

(術科教養部の所掌事務)

第七十一条 (略)

(顧問)

第七十二条 (略)

(名誉教授)

第七十三条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

2 7 (略) 第七十四条

(略)

第七十五条 (略) (国際警察センター)

2 { 9 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十六条 2 7 (略) (略)

(略)

(取調べ技術総合研究・研修センター)

第七十七条

2 7

(術科教養部の所掌事務) (略)

第七十四条

(顧問)

第七十五条 (略)

(名誉教授)

第七十六条 (略)

(特別捜査幹部研修所)

第七十七条 (略)

(国際警察センター)

第七十八条 (略)

2 9 (略)

(財務捜査研修センター)

第七十九条 (略)

第八十条 (取調べ技術総合研究・研修センター)

(略)

(略)

2 7

(警察政策研究センター)

第七十八条 (略)

2 9 (略)

第七十九条 (警察情報通信研究センター)

(略)

(サイバーセキュリティ研究・研修センター)

第八十条

2 9 (略)

(附属警察情報通信学校)

第八十一条 (略)

部)

第八十二条 (略)

2 7 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十三条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十四条

(略)

(警察政策研究センター)

第八十一条 (略)

2 9 (略)

(警察情報通信研究センター)

第八十二条 (略)

2 9 略)

(サイバーセキュリティ研究・研修センター)

第八十三条 (略)

2 9 (略)

(附属警察情報通信学校)

第八十四条 (略)

(部

第八十五条 (略)

2 7 (略)

第二款 科学警察研究所

(科学警察研究所の位置)

第八十六条 (略)

(科学警察研究所長)

第八十七条 (略)

(会計課)	第九十一条 (略)	第九十条(略)	2 (略) 第八十九条 (略)	2 (略) (研究室) (略)	(部) (部) (部)	2 (略) 第八十六条 (略) (研究調整官)	2 (略) (略) (略)

	略	哈 冗 課)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(会計課)	第九十四条(総務課)	第九十三条(総務部	2 (略) (主任研	2 (略) 第九十一条 (研究室)	2 第 · 九十 3 十条	2 (略) (研究調	2 (略) (副所長)
課)	条 (略)	(総務部の分課)	(略) (主任研究官)	※ (略)	(略) (略)	(略) (略)	条 長 (略)

第百条 (略) (特別顧問)	2~5 (略) 第九十九条 (略) (顧問)	第九十八条(略)(交通科学部の所掌事務)	第九十七条(略)(犯罪行動科学部の所掌事務)	第九十六条(略)(法科学第四部の所掌事務)	第九十五条(略)(法科学第三部の所掌事務)	第九十四条(略)(法科学第二部の所掌事務)	第九十三条(略)(法科学第一部の所掌事務)	第九十二条(略)

第九十五条 (略)

第九十六条 (法科学第一部の所掌事務) (略)

(法科学第二部の所掌事務)

第九十七条 (略)

(法科学第三部の所掌事務)

第九十八条 (略)

(法科学第四部の所掌事務)

第九十九条 (略)

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第百条 (略)

(交通科学部の所掌事務)

第百一条

(略)

第百二条

(略)

(顧問)

2~5 (略)

(特別顧問)

第百三条 (略)

2 第百六条 第百五条 第百四条 第百三条 2 第百二条 第百一条 2 { 8 3 9 2 \ 4 が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。 号及び第九十六条第四号に定める鑑定及び検査のうち、 (皇宮警察本部の内部組織) (副本部長) (皇宮警察本部長) (皇宮警察本部の位置) (法科学研修所) (特別研究員) 附属鑑定所は、第九十三条第二号、 (附属鑑定所) (略) (略) (略) (略) (略) 第三款 (略) (略) (略) (略) (略) 皇宮警察本部 第九十四条第二号、 科学警察研究所長 第九十五条第二 2 2 第百九条 第百八条 第百七条 2 \ 8 第百六条 3 9 第百五条 2 \ 4 第百四条 号及び第九十九条第四号に定める鑑定及び検査のうち、 が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。 附属鑑定所は、第九十六条第二号、 (皇宮警察本部長) (皇宮警察本部の位置) (附属鑑定所) (特別研究員) (皇宮警察本部の内部組織) (副本部長) (法科学研修所) (略) (略) (略) (略) (略) 第三款 (略) (略) (略) (略) (略) 皇宮警察本部 第九十七条第二号、 科学警察研究所長 第九十八条第二

2 第百七条 皇宮警察本部に、 教養課 監察課 警務課 略) 前項に規定する部に置くもののほか、 次の五課を置く 2 第百十条 皇宮警察本部に、 教養課 警務課 企画監察課 (略) 前項に規定する部に置くもののほか、

第百十一条 (部長) (略)

2 (略)

(警務課)

第百十二条 警務課においては、 次に掲げる事務をつかさどる。

第百九条

警務課においては、

次に掲げる事務をつかさどる。

(略)

(警務課)

兀

所管行政に関する企画及び立案に関すること。

公文書類の審査及び進達に関すること。

五.

公文書類の接受

発送、

編集及び保存に関すること。

六~十三

(略)

(監察課)

2

(略)

第百八条

(略)

(部長)

厚生課

会計課

(略)

(新設)

(新設)

三 | 十| (略)

第百十三条 企画監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

所管行政に関する企画及び立案に関すること。

公文書類の審査及び進達に関すること。

兀 電子計算組織の運用に関すること。 公文書類の接受、 編集及び保存に関すること。

第百十条 監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 所管行政に関する監察に関すること。

(削除)

(削除)

所管行政に関する情報の管理に関する企画及び電子計算組織の運用に

次の五課を置く

会計課

厚生課

(新設)

(企画監察課)

関すること。

三 (略) (削除)

(教養課)

第百十一条 (略)

第百十二条 (略)

(会計課)

(厚生課)

第百十三条 (略)

(警備部の分課)

第百十四条 (略)

(警備第一課)

第百十五条

(略)

第百十七条

第百十八条 (略)

(警備第二課)

(略)

第百十六条

(護衛部の分課) (略)

(護衛第一課)

六 五 (略)

所管行政に関する監察に関すること。

(教養課)

第百十四条 (略)

(会計課)

第百十五条 (略)

(厚生課)

第百十六条 (略)

(警備部の分課)

第百十七条 (略)

(警備第一課)

第百十八条 (略)

(警備第二課)

第百十九条 (略)

第百二十条 (護衛部の分課) (略)

(護衛第一課)

第百二十一条 (略)

二〇頁

第百十九条 (護衛第二課) (略)

(護衛第三課)

第百二十条 (略)

(侍衛官)

第百二十一条 (略)

(護衛署)

第百二十二条 (略)

2 略)

第三節 地方機関

第一款 管区警察局

(管区警察局総務監察部の分課)

第百二十四条 (略)

2 (略)

(管区警察局広域調整部の分課)

第百二十五条 (略)

2

略)

(皇宮警察学校長)

第百二十三条

(略)

(略)

第百二十六条

(皇宮警察学校長)

第一款 管区警察局

第百二十七条 (略)

2

略)

第百二十八条

(護衛第二課)

第百二十二条 (略)

第百二十三条 (護衛第三課) (略)

(侍衛官)

第百二十四条 (略)

(護衛署)

第百二十五条 (略)

2 (略)

第三節 地方機関

(管区警察局総務監察部の分課)

(管区警察局広域調整部の分課)

(略)

2 (略)

第百三十六条(略)(広域調整第二課)	第百三十三条(略)(広域調整第二課)
2 (略) 第百三十五条 (略) (広域調整第一課)	2 (略) (広域調整第一課)
第百三十四条(略)(会計監査官)	第百三十一条(略)(会計監査官)
第百三十三条(略)(会計課)	第百三十条(略)
第百三十二条(略)(監察課)	第百二十九条(略)
第百三十一条(略)(警務課)	第百二十八条(略)(警務課)
2 (略) (音席監察官及び監察官)	2 (略) 第百二十七条 (略) 第百二十七条 (略)
2 (略) (東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域(東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域	2 (略) (東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域

第百四十一条 第百四十条 第百三十九条 第百三十八条 第百三十七条 第百三十六条 第百三十五条 第百三十四条 2 (府県情報通信部) (通信施設課) (通信庶務課) (管区警察局情報通信部の分課) (外事技術調査官) (高速道路管理官) (情報技術解析課) (機動通信課) (災害対策官) 略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 第百四十三条 第百四十一条 2 第百四十四条 第百四十二条 第百四十条 第百三十九条 第百三十八条 第百三十七条 (府県情報通信部) (通信施設課) (通信庶務課) (管区警察局情報通信部の分課) (外事技術調査官) (災害対策官) (高速道路管理官) (情報技術解析課) (機動通信課) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

第百四十二条 (略)	第百四十五条 (略)
2 (略)	2 (略)
(管区警察学校の名称及び位置)	(管区警察学校の名称及び位置)
第百四十三条(略)	第百四十六条(略)
(管区警察学校長)	(管区警察学校長)
第百四十四条(略)	第百四十七条(略)
(教授等)	(教授等)
第百四十五条(略)	第百四十八条 (略)
2 · 3 (略)	2 3 (略)
(部)	(部)
第百四十六条 (略)	第百四十九条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
(庶務部の分課)	(庶務部の分課)
第百四十七条(略)	第百五十条(略)
第百四十八条 庶務課及び会計課の所掌事務については、それぞれ第六十一	第
条及び第六十二条の規定を準用する。	条及び第六十四条の規定を準用する。
(教務部の所掌事務)	(教務部の所掌事務)
第百四十九条(略)	第百五十二条(略)
(指導部の所掌事務)	(指導部の所掌事務)

2 (略)	第百五十二条 (略)	(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)	第百五十一条 (略) (東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置) 第二款 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	第百五十条(略)
2 (略)	第百五十五条 (略)	(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の分課)	第百五十四条(略)(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置)(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	第百五十三条(略)

第百五十三条 通信庶務課においては、第百三十八条各号に掲げる事務をつ 第百五十六条 通信庶務課においては、 第百四十一条各号に掲げる事務をつ

(通信庶務課)

かさどる。 (機動通信第一課)

第百五十七条 (略)

(機動通信第二課)

第百五十八条 (略)

第百五十九条 (機動通信課) 機動通信課においては、

機動通信課においては、第百三十九条各号に掲げる事務をつ 第百六十条 かさどる。 (通信施設課) 通信施設課においては、第百四十三条各号に掲げる事務をつか 第百四十二条各号に掲げる事務をつ

通信施設課においては、第百四十条各号に掲げる事務をつか さどる。

第百五十七条

(通信施設課)

さどる。

第百五十六条

(機動通信課)

かさどる。

第百五十五条

(略)

(機動通信第二課)

第百五十四条

(略)

(機動通信第一課)

かさどる。

(通信庶務課)

(情報技術解析課)

第百五十八条 務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。 情報技術解析課においては、第百四十一条第三号に掲げる事

(多摩通信支部)

第百五十九条 (略)

2

(略)

(方面情報通信部)

第百六十条 (略)

2 (略)

第三章 地方警務官の階級別定員

第百六十一条 (略)

別表第一 (第百六十一条関係)

(略)

(情報技術解析課)

第百六十一条 務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。 情報技術解析課においては、第百四十四条第三号に掲げる事

(多摩通信支部)

第百六十二条 (略)

2 (略)

(方面情報通信部)

第百六十三条 (略)

2 (略)

第三章 地方警務官の階級別定員

第百六十四条 (略)

別表第一 (第百六十四条関係)

(略)